

# ☆債権回収書類作成サポート業務☆

## ～債権回収書類作成サポート業務について～

債権回収に関しては、支払請求にかかる督促状や内容証明による通告書、債務承認書や誓約書、追認保証書、担保差入れ書、債務弁済契約書、債権譲渡通知、相殺通知、等、状況に応じて最適な書類の作成が必要になります。

いずれも、法律常識的な知識に基づいて内容を整序し、齟齬が生じないように正確な表記表現に注意して書面を作成する必要があります。

また、事案によっては、論理に訴え掛けるだけではなく、感情に訴えかける記述が効果的な場合もあります。

債務弁済契約書においては、返済予定表や元利金計算書などの付帯書類を作成しておいた方が良いケースも多いですし、将来的な紛争が生じないように、利息や遅延損害金の有無、連帯保証人の有無、期限の利益喪失約款その他の条項を入れるかどうか、強制執行の可能な公正証書として作成するか、等の事柄についても検討しておく必要がありますし、具体的な支払方法等についての、相手方との協議調整が必要となる場合もあります。

さらに、事案によっては、その性質上、刑事事件としての告訴状や告発状、行政指導を求める申告書等の作成や提出が効果的な場合もあります。

相手の転居先が不明な場合には、住民票の取得などによって現住所を確認する必要もありますし、別途、所在調査や資産調査などで専門の探偵会社への依頼が必要となるケースもあります。

ただし、その都度に相談料や文書作成費用が発生してしまうと、最終的にいくらかかるのか不確定なため、過大な負担が生じるおそれがあります。

その為、当事務所では、当初受任時に、内容証明書 1 通分の作成費用と郵便代実費のみを頂き、そのあとの相談や文書作成については個別の報酬はいただきず、最終的に債権回収出来た場合のみ成功報酬のみを頂くという方法を採用しております。

## ～お問い合わせから業務完了までの流れ～

1. メール・FAX 等で事案の概要（契約書などの疎明資料がある場合は、その資料を含む）をお知らせ頂きます。
2. 受任の可否を報告し、正式依頼される場合には、契約書等にご記入いただきます。
3. 職権による住所調査（住民票取得）は、別途、実費・手数料のご負担を頂きます。
4. その都度、必要となる文書の原案を作成し、メールやFAXでご確認して頂きます。
5. 希望に応じて原案の修正を行い、了承を受けてから発送させて頂きます。
6. 郵便物発送の際は、その都度、お問い合わせ番号など、必要な事項を報告します。
7. 無事に債権回収が完了となりましたら、成功報酬のお支払いをして頂きます。

## ～注意事項～

※弁護士ではありませんので、紛争性が成熟している事案については受任することが出来ません。また、紛争にかかる示談交渉や法律判断、裁判所にかかわる提出書類の作成や相談、等を行うことが出来ません。ただし、ご希望に応じて、弊所（合同事務所）および協力関係にある弁護士への引継ぎや紹介は可能です。



行政書士 東京中央法務オフィス

TEL : 03-5244-4707  
FAX : 03-6268-9018

# ☆債権回収書類作成サポート業務☆

☑法務歴 22 年のプロが貸金や売掛金、賃料、給与などの債権回収をサポート

元サラ金取立て No.1 の行政書士が債権回収をサポート致します。

元サラ金取り立て No.1 が断言します。

「法律」は、道具の一つに過ぎません。

消費者金融業の法務統括責任者、2つの法律事務所の兼任事務長、など、1997年から2019年まで法務を専門にしてきた経験から言えることがあります。

法律だけでは十分な債権回収は期待出来ません。

それどころか、証拠がない場合など、そのまま裁判をしても勝つ見込みはありません。

そして、本来、法的な手続きを行うことによって回収できる債権の大半は、適切な対応を取るによって、裁判などの法的手続きによらずに回収することが可能です。

～ 費用 ～

## 1.着手金

行政書士報酬	33,000 円
郵便料	94 円
内容証明料	1,480 円
配達証明料・書留料	755 円
合計	35,329 円(税込)

※上記は通常の場合(5ページ以内)の料金です。

## 2.成果報酬

行政書士報酬 ※回収完了または示談成立後	成果金額の 11.0%(税込)～22.0%(税込)
-------------------------	---------------------------

※個人間の貸金・立替金等については 11.0%、事業における売掛金や損害賠償の請求等は 22.0%となります。

※また、ストーカー接近禁止など金銭請求の無い事案については一律 165,000 円となります。

※成果報酬には、債権回収となるまでの相談料、及び回答書や契約書などの必要書類の作成費用および、文書のリーガルチェックの費用などが、すべて含まれます。

※告訴状の作成や公正証書の作成を希望される場合は、別途に費用の負担が必要となります。

### 振込先

銀行名：みずほ銀行      支店名：新宿西口支店  
預金種別：普通預金      口座番号：1529786  
口座名義：弁護士法人法律会計事務所さくらパートナーズ



行政書士 東京中央法務オフィス

TEL：03-5244-4707  
FAX：03-6268-9018